

参考資料 7

中央環境審議会土壤農薬部会の小委員会の設置について

平成13年10月23日
平成17年 3月31日改正
平成19年 3月30日改正
平成20年 5月14日改正
平成21年11月30日改正
平成24年12月14日改正
平成25年10月11日改正
土 壤 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

- 1．中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤環境基準小委員会及び農薬小委員会を置く。
- 2．小委員会の委員長に事故があるときは、土壤農薬部会長の同意を得てあらかじめ委員長が指名する委員、臨時委員又は専門委員が、その職務を代理する。
- 3．土壤環境基準小委員会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項について調査審議する。
- 4．農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。
なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。
- 5．土壤環境基準小委員会及び農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壤農薬部会の決議とすることができる。
- 6．部会長は、土壤環境基準小委員会及び農薬小委員会に出席し、意見を述べることができる。